

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、企業局、教育庁、行政委員会事務局及び警察本部43機関

(2) 監査対象期間：令和2年5月1日～令和3年1月15日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

給料（会計年度任用職員等）：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年11月4日～令和3年1月15日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	行政経営企画課	令和2年5月1日から 令和2年11月12日まで	令和2年11月12日
	財政課	令和2年5月1日から 令和2年11月17日まで	令和2年11月17日
域企画 振興・部地	広域地域振興課	令和2年5月1日から 令和2年11月13日まで	令和2年11月13日
	空港対策局空港政策課	令和2年5月1日から 令和2年11月26日まで	令和2年11月26日
県人づく り生活部・	社会活動推進課	令和2年5月1日から 令和2年11月5日まで	令和2年11月5日
	私学振興・青少年育成局 私学振興課	令和2年5月1日から 令和2年11月20日まで	令和2年11月20日
保健医療 介護部	健康増進課	令和2年5月1日から 令和2年11月12日まで	令和2年11月12日
	介護保険課	令和2年5月1日から 令和2年11月19日まで	令和2年11月19日
福祉労働 部	障がい福祉課	令和2年5月1日から 令和2年11月19日まで	令和2年11月19日
	労働局新雇用開発課	令和2年6月1日から 令和2年12月17日まで	令和2年12月17日
	人権・同和対策局調整課	令和2年6月1日から 令和2年12月18日まで	令和2年12月18日
環境部	環境保全課	令和2年5月1日から 令和2年11月26日まで	令和2年11月26日
	廃棄物対策課	令和2年6月1日から 令和2年12月16日まで	令和2年12月16日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
商工部	商 工 政 策 課	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 18 日 まで	令和 2 年 12 月 18 日
農林水産部	福 岡 の 食 販 売 促 進 課	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 18 日 まで	令和 2 年 11 月 18 日
	畜 産 課	令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 1 月 8 日 まで	令和 3 年 1 月 8 日
	水 産 局 水 産 振 興 課	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 16 日 まで	令和 2 年 12 月 16 日
	八 幡 農 林 事 務 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 1 日 まで	令和 2 年 12 月 1 日
	筑 後 農 林 事 務 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 10 日 まで	令和 2 年 12 月 10 日
	農 林 業 総 合 試 験 場 豊 前 分 場	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 3 日 まで	令和 2 年 12 月 3 日
	両 筑 家 畜 保 健 衛 生 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 23 日 まで	令和 2 年 12 月 23 日
	水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 有 明 海 研 究 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 24 日 まで	令和 2 年 12 月 24 日
	水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 豊 前 海 研 究 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 11 日 まで	令和 2 年 12 月 11 日
県土整備部	企 画 課	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 18 日 まで	令和 2 年 11 月 18 日
	港 湾 課	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 21 日 まで	令和 2 年 12 月 21 日
	久 留 米 県 土 整 備 事 務 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 2 日 まで	令和 2 年 12 月 2 日
	直 方 県 土 整 備 事 務 所	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 6 日 まで	令和 2 年 11 月 6 日
	八 女 県 土 整 備 事 務 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 22 日 まで	令和 2 年 12 月 22 日
	田 川 県 土 整 備 事 務 所	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 9 日 まで	令和 2 年 12 月 9 日
	那 珂 県 土 整 備 事 務 所	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 27 日 まで	令和 2 年 11 月 27 日
建築都市部	建 築 指 導 課	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 13 日 まで	令和 2 年 11 月 13 日
	公 園 街 路 課	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 25 日 まで	令和 2 年 11 月 25 日
企業局	管 理 課	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 4 日 まで	令和 2 年 11 月 4 日
教育庁	教 職 員 課	令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 17 日 まで	令和 2 年 11 月 17 日
	特 別 支 援 教 育 課	令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 17 日 まで	令和 2 年 12 月 17 日
人 事 委 員 会 事 務 局 任 用 課		令和 2 年 5 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 25 日 まで	令和 2 年 11 月 25 日
警察本部	広 報 課	令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 1 月 13 日 まで	令和 3 年 1 月 13 日
	会 計 課	令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 1 月 15 日 まで	令和 3 年 1 月 13 日 ~ 令和 3 年 1 月 15 日
	留 置 管 理 課	令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 1 月 14 日 まで	令和 3 年 1 月 14 日
	サイバー犯罪対策課	令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 1 月 15 日 まで	令和 3 年 1 月 15 日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	科学捜査研究所	令和2年7月1日から 令和3年1月13日まで	令和3年1月13日
	交通規制課	令和2年7月1日から 令和3年1月15日まで	令和3年1月15日
	警備課	令和2年7月1日から 令和3年1月14日まで	令和3年1月14日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 給料（会計年度任用職員等）
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、過払いとなっていた。
県土整備部	財産	1	収入印紙について、需用品等出納整理簿に記載しないまま払出しを行ったため現物と一致せず、適正な管理がなされていなかった。
計			2件